

## ●香川県監査委員公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年8月3日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	香 川 芳 文
同	森 裕 行

- 1 監査対象部局 健康福祉部
- 2 監査対象年度 平成29年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
川部みどり園	平成30年4月10日
東讃保健福祉事務所	平成30年4月13日
中讃保健福祉事務所	平成30年4月16日
保健医療大学	平成30年4月18日
西讃保健福祉事務所	平成30年4月19日
長寿社会対策課	平成30年5月21日
障害福祉課	〃
薬務感染症対策課	〃
健康福祉総務課	平成30年5月22日
生活衛生課	〃
子ども政策推進局	〃
医務国保課（国民健康保険室）	平成30年5月23日
子ども女性相談センター (西部子ども相談センター)	平成30年6月29日
斯道学園	〃
障害福祉相談所	〃
精神保健福祉センター	〃
食肉衛生検査所	〃

### 4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

#### (1) 指摘事項

該当事項なし

#### (2) 指導注意事項

##### ア 支出について

(ア) 超過勤務手当について、超過勤務時間の入力誤りによる誤支給があった。（障害福祉課、生活衛生課）

(イ) 特許印紙の購入について、物品購入伺の作成、郵便切手類受払簿への登記及び物品購入調書の作成がされていなかった。 (健康福祉総務課)

イ 財産について

備品の廃棄について、不用の決定及び廃棄処分の決定がされていなかった。また、当該物品の出納通知がされていなかった。 (薬務感染症対策課)

(3) 検討指示事項

ア 契約について

庁舎清掃保守点検等業務については、清掃事業者による庁舎警備の解除、再委託を前提とした設備保守点検業務等が含まれており、委託業務内容の見直しを検討する必要がある。 (中讃保健福祉事務所)